**久万高原町骨髄等移植ドナー支援事業**

骨髄等を提供されるみなさまへ

令和5年4月から久万高原町では、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した町民の方に対し、助成金を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象者 | 次のすべての条件を満たしている方が対象になります。1. （公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した方（中止になった場合は最終同意まで至った方）で、これを証明する書類の交付を受けていること
2. 勤務する事業所にドナー休暇制度（有給）が無いこと
3. 他の同種の助成金交付を受けていないこと
4. 町民税の滞納がないこと
5. 暴力団等の関係者でないこと
 |
| 助成内容 | 骨髄等の提供のために必要な、以下の通院等の日数1日につき2万円。　ただし、1回の骨髄等の提供につき7日間・14万円を限度とします。1. 健康診断のための通院
2. 自己血貯血のための通院
3. 白血球を増加させる投薬のための通院・入院
4. 骨髄等の提供を行うための通院・入院
5. その他町長が必要と認める通院・入院
 |
| 申請期間 | 骨髄等の提供が完了した日から**90日以内**に申請してください。 |
| 必要書類 | １　助成交付申請書・請求書＊町ホームページからダウンロードできます。２　日本骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書３　身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）４　助成金の振込口座のわかるもの（ドナー本人名義のもの） |
| 申請窓口 | **久万保健センター**〒791-1201　上浮穴郡久万高原町久万６５－１ＴＥＬ（0892）-21-2700 |